

## 「法定外公共物等整備事業」のご案内

「法定外公共物等整備事業」とは、日頃地域の皆さまが維持管理されている公共性のある道路や里道、水路などに対して、老朽化等のための補修や改修が必要となった場合、経費の一部または全部を補助する事業です。

令和6年度の申請を受け付けておりますので、お早めに地域交流センターにご相談ください。

【申請締切】 6月28日（金）

【提出先】 宮野地域交流センター

【問い合わせ】

宮野地域交流センター TEL：083-928-0250